

合同会社シンクロトロンアナリシスLLC賛助会員規定

(目的)

第1条 合同会社シンクロトロンアナリシスLLC（以下「SALLC」という。）は兵庫県立大学の附属研究所である高度産業科学技術研究所のニュースパル産業用分析ビームライン（以下「BL05」という。）の利用に関する業務を効率的・効果的に遂行するため、SALLCの事業目的に賛同する賛助会員制度を設けることとし、同制度に関する必要な事項を定める。

(会員資格)

第2条 賛助会員になろうとするものは、次のいずれかの要件も満たすとSALLCが認めた企業とする。

- (1) SALLCの事業目的に賛同すること。
- (2) 産業活動のためにBL05の利用が必要なこと。
- (3) その他、SALLCが必要と認めたこと。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとするものは、SALLCが別に定める様式により入会申込書をSALLCに提出し、SALLCの承認を受けるものとする。

2 賛助会員の資格は、入会金10万円および次条に定める会費の納入が確認できた日をもって取得したものとする。

(会費)

第4条 賛助会員は一口以上の会費を納めなければならない。

2 一口の会費は、SALLCの1事業年度につき30万円とする。

3 会費は、SALLCの事業年度毎に、当該事業年度開始以降4月30日までに納入するものとする。但し、新規加入の場合は、入会承認後1ヶ月以内に当該年度分の会費を納入するものとする。

なお、当該年度の会費は1 / 4期単位で計算する。

- 4 会費は、賛助会運営およびB L O 5利用に関する当該年度の測定費用として、2シフトの測定に充当できるものとする。但し、納入会費を超えない範囲とする。

(会員の特典)

第5条 賛助会員は、次に定める特典を受けることができる。

- (1) S A L L C名義によるB L O 5の利用手続き及び利用
- (2) B L O 5利用時間配分計画策定への参画
- (3) B L O 5測定技術の修得 (有料)
- (4) S A L L CによるB L O 5を用いた分析代行業務 (有料)
- (5) S A L L CによるB L O 5を用いた分析に関するコンサルタント (有料)

(成果の帰属)

第6条 自社技術開発・技術修得の利用で得た測定成果は、それぞれの賛助会員に帰属する。

- 2 SALLC が BL 調整過程で得た成果や SALLC としての技術開発成果は SALLC に帰属するが、その成果の権利化や对外発表については SALLC の審議事項とする。但し、その成果利用は許容される。

(会員の義務)

第7条 賛助会員は、S A L L Cから開示もしくは提供を受け、又は知り得た技術上および営業上の一切の情報について、S A L L Cの許可なく開示又は漏洩してはならない。仔細を添付書面に定める。

(退会)

第8条 賛助会員が退会しようとするときは、退会しようとする日の1ヶ月前までに、S A L L Cが別に定める 様式により退会申出書をS A L L Cに提出し、S A L L Cの承認を受けるものとする。

- 2 賛助会員が前項の規定により退会した場合は、既納の会費は返還しないものとする。

(雑則)

第9条 この規定に定めるもののほか、賛助会員に関して必要な事項は、S A L L Cが定める。

附則

施行	平成20年	9月1日	
改訂1	平成24年	10月1日	第3条2項、第4条4項
改訂2	平成25年	4月1日	第4条4項、第5条3項
改訂3	平成27年	4月1日	第4条4項
改訂4	平成28年	4月1日	第5条3項
改訂5	平成28年	9月1日	第6条新設
			第6, 7, 8条を第7, 8, 9条へ変更
			第7条第1項加筆 書面添付

秘密保持に関する規定

SALLC 賛助会員は BL05 を用いる評価・分析の検討（以下、「本検討」という。）に関し、得られた情報、技術成果などの秘密情報について、下記事項を厳守しなければならない。万一、下記事項に違反した場合には、対応について速やかに SALLC で審議するものとする。

1. この規定における秘密情報とは、次のものとする。
 - 1) 賛助会員各社(以下賛助会員)、代行依頼測定会社（以下依頼会社）より秘密指定を受け文書にて開示又は提供を受ける情報、試料
 - 2) 賛助会員・依頼会社が本検討を行っているという事実
 - 3) 知りうる賛助会員・依頼会社の経営上、営業上又は技術上の秘密
 - 4) 本検討で得られた測定データおよび情報
 - 5) 但し次の各号の一に該当するものはこの限りでない。
 - a) 知得したとき既に公知であったことを証明できるもの
 - b) 知得する以前に自己が保有していたことを証明できるもの。
 - c) 知得した後に自己の責に帰すべき事由なく公知となったことを証明できるもの。
 - d) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく合法的に知得したことを証明できるもの。
2. 秘密情報を、賛助会員・依頼会社の事前の同意を得て、第三者に開示することができる。但し、この場合賛助会員・依頼会社は、本検討に基づく同等の義務を当該第三者に負担させるものとする。
3. 秘密情報は、本検討以外の目的に使用しない。
4. 秘密情報の複写、複製は、賛助会員・依頼会社から委託された目的の範囲内で行うことができる。この場合、複写複製情報は秘密情報と同様に取り扱わねばならない。
5. 本検討が終了後、もしくは、賛助会員・依頼会社からの要請があり次第、直ちに秘密情報（複写、複製も含む）を返却するものとする。ただし、返却が不可能なものは、賛助会員・依頼会社の承諾の下、適正に廃棄処分するものとする。
6. この規定の解釈又は運用について生じた疑義、及びこの規定に定めのない事項については、この規定の趣旨に基づき、SALLC で協議のうえ解決する。
7. SALLC 退会後においても、秘密情報の開示は一切行ってはならない。

以上